

愛媛県総合社会福祉会館をご利用の皆様へ (施設利用要件の緩和)

令和2年6月

会館の運営にご協力いただきましてありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症拡大・防止対策にかかる施設利用要件について、下記のとおり緩和されましたので、お知らせいたします。

- 1 出席・参加者が定員2分の1以内の会議・研修会とすること。
【貸会場定員】
 - 多目的ホール 90人以内
 - 研修室（全体） 50人以内
 - 会議室（全体） 23人以内
 - 会議室（半分） 11人以内
 - 視聴覚室 25人以内
 - 円卓会議室 14人以内
- 2 全国的な大規模イベント・会議・研修会は不可とする。
- 3 密閉空間・密集場所・密接場面など、集団感染発生リスクが高い状況を回避すること (3密を避ける)。
- 4 出席・参加者の体調等を確認し、体調不良の方は出席・参加させないことと、人が集まる場における適切な感染予防対策を実施すること。
- 5 感染が発生した場合の出席・参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力を行うこと。

指定管理者：社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会